

徳島県告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	
株式会社フリーリア	徳島市山城町東浜傍示六九四オフィスM二・A号室	ルミナスキッズ	徳島市山城町東浜傍示六九四オフィスM二・A号室	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和八年一月一日
合同会社With	同 国府町井戸字門道地三番地の八	多機能型児童通所支援事業所With+	同 福島一丁目二八四	児童発達支援 放課後等デイサービス	同 二月一日
株式会社三葉	福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目二番三五号	COMPASS上板	板野郡上板町椎本字亀ノ本二〇三一	同	同